安芸太田町健診事業のお知らせ

安芸太田町

令和6年度 健診のしおり

集団健診（山ゆり健診）

お問い合わせ
健康福祉課
☎22-0196

お知らせ

集団健診（山ゆり健診）の<u>がん検診自己負担額が安くなりました!</u>
この機会にぜひご検討ください!

対象者

●**集団健診（春季：山ゆり健診）**
町内に住所を有する、20歳以上の方（令和7年3月31日時点）

申込方法および申込期限

※申し込みされない場合は、回答不要です。

◆**インターネット**
https://www.aitel-reservation.jp/akiotatown-hiroshima/
令和6年2月13日(火)～3月22日(金)

◆**電　話**
コールセンター（050－3647－9528）
令和6年2月20日(火)～3月22日(金) 9時～17時(土・日・祝日除く)

◆**申込書**
同封の返信用封筒で返信　　令和6年3月15日(金)必着
ファックス（22－2686）

注意事項

●申込内容の確認を行うことがあるため、連絡が取れる電話番号（携帯番号）を必ずご記入ください。
●個別健診（人間ドックなど）のセット内容にない検査は、集団健診で受診できる場合があります（検査重複不可）。
●健診受診後、遡って保険証資格に変更があった場合、健診費用をご負担いただくことがあります。

集団健診（春季：山ゆり健診）

■日　程

健診日程	健診会場	受付時間
5月21日(火)・22日(水)	戸河内ふれあいセンター	8:00～11:00
5月29日(水)・30日(木)・31日(金)	加計体育館	8:00～11:00
6月4日(火)	修道活性化センター	9:00～11:00
6月5日(水)	筒賀小学校体育館	8:00～11:00

※注意事項
- 申込書での申し込みは日時の指定ができません（電話・インターネットは可）。
- 申し込み後に届く「健診のお知らせ」を必ずご確認ください。
- 令和６年度より、乳腺エコー検査（超音波検査）を全会場で実施します。

■基本健診の項目

検査項目		検査内容
問診・診察		既往歴・自覚症状・生活習慣（飲酒・喫煙習慣など）
身体計測		身長・体重・BMI・腹囲（74歳以下）
血圧		血圧（収縮期・拡張期）
尿検査		尿糖・尿蛋白・推定食塩摂取量
血液検査	血中脂質検査	中性脂肪・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST（GOT）・ALT（GPT）・γ-GTP・血清アルブミン
	血糖検査	空腹時血糖又は随時血糖・ＨｂＡ１ｃ（過去2～3か月間の平均の血糖値）
	腎機能検査	血清クレアチニン・eGFR・尿酸（痛風検査）
	貧血検査	赤血球・血色素量（ヘモグロビン）・ヘマトクリット値・白血球

■料　金

★山ゆり健診では、**実際にかかる健診費用より安く**健康診査を受けることができます。

基本健診（特定健診）　（令和7年３月31日時点）

保険の種別	健診費用	自己負担額
●安芸太田町国民健康保険被保険者（40歳～74歳）	約12,000円	無　料
●20歳から39歳の方（健康保険証の種類に関係なく）		
●社会保険（協会けんぽ・組合健保・共済組合・国保組合〈建設国保・歯科医師国保・医師国保等〉等）の被保険者（本人）※		7,150円
●社会保険（協会けんぽ・組合健保・共済組合・国保組合〈建設国保・歯科医師国保・医師国保等〉等）の被扶養者（家族） ※被扶養者の方は必ず特定健診受診券が必要です。		特定健診受診券に記載されている金額
●後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上の方または65歳以上で障害認定を受けた方）	約8,400円	無　料

※40歳以上の社会保険の被保険者(本人)の方は、各保険者の設定した健康診査制度が割安な場合があります。
詳しくは勤務先の担当者または各保険者（健康保険証に記載してある連絡先）にお問い合わせください。

がん検診・その他

（令和7年３月31日時点）

検診の種類	対　象　者	健 診 費 用	自己負担額
●胃がん検診（バリウム検査）	40歳以上	約11,000円	1,100円
●肺がん（結核）検診 （レントゲン検査）	20歳以上	約2,300円	200円
●大腸がん検診（便潜血検査）	20歳以上	約1,700円	200円
●前立腺がん検診（血液検査）	40歳以上の男性	約2,200円	200円
●子宮頸がん検診（内診・細胞診）	20歳以上の女性	約5,300円	500円
●乳がん検診 （マンモグラフィ検査）	40歳以上の女性	約6,600円	40歳代 600円 50歳以上 500円
●乳腺エコー検査（超音波検査）	20歳以上の女性※	約5,500円	600円
●腫瘍マーカー検査（血液検査）	20歳から39歳	約7,700円	800円

★胃がん検診について

- かかりつけ医がいる方は、バリウム検査の可否を相談のうえ、お申し込みください。
- バリウム検査は身体への負担が大きい検査です。年齢を重ねるにつれてそのリスクは高くなります。75歳以上の方が申し込まれた場合、同意書を問診票と一緒に送付します。検査の副作用などをしっかりと理解したうえで、受診当日同意書に記名後、持参してください。
- 当日血圧の高い方は検査を中止させていただく場合があります。

★乳腺エコーについて

※40歳以上の方は、乳腺エコーのみの申し込みはできません。
乳がん検診（マンモグラフィ検査）も受診することを条件として、申し込みができます。

★腫瘍マーカー検査について

- 消化器系のがんを中心としたがんのリスク評価検査です。

歯科検診

（令和7年３月31日時点）

検診の種類	対 象 者	内　　容	自己負担額
●歯科検診	20歳以上	歯科医による検診、歯科衛生士による口腔ケアの指導	500円

- 歯周疾患は全身の健康に深い関わりがあり、日頃の手入れが大切です。
  効果的なブラッシング法や、義歯の手入れのポイントをお伝えします。

★節目年齢（末尾年齢０か５）の方は、無料（自己負担額：500円→０円）で歯科検診を受けることができます。

■がん検診　～定期的にがん検診を受診しましょう～

「がん検診」は症状が出る前のがん（早期がん）を発見し、早期に治療をすることを目的としています。
検診結果が「要精密検査」だったのにもかかわらず、精密検査や治療を受けなければ、

がん検診を受けた意味がなくなってしまいます！

検診結果が「異常なし」でも１回受けたら終わりではなく、

適切な間隔で継続的に受診することが重要です！

がん検診による最大の利益は、早期発見・早期治療によりがんによる死亡率が減少することです。
一方で、受診者にとって不利益となる場合もあります。（偽陰性・偽陽性・過剰診断）

- 「偽陰性」とは、「がん」があるのに、検診結果が「陰性」「異常なし」になること。
- 「偽陽性」とは、「がん」がないのに、検診結果が「陽性」「要精密検査」「がん疑い」になること。
- 「過剰診断」とは、生命予後に影響しない、治療の必要性がない「がん」まで要治療となること。

どんなに優れたがん検診でも、現在の検査法に100％の精度はありません。
受診することで、得られる利益と同時に不利益な部分もあります。
以下のがん検診は、厚生労働省のがん検診実施のための指針で、死亡率の減少効果が認められている検診方法と対象年齢・受診間隔です。

※がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針（平成28年２月４日一部改正）

検診の種類	検査内容	対象年齢	受診間隔	精密検査の方法
胃がん検診	胃内視鏡検査（胃カメラ）	50歳以上	２年に１回	再検査、生検等
	バリウム検査	40歳以上	１年に１回	胃内視鏡検査等
肺がん検診	レントゲン検査	40歳以上	１年に１回	CT、気管支鏡検査等
大腸がん検診	便潜血検査	40歳以上	１年に１回	全大腸内視鏡検査等
乳がん検診	マンモグラフィ検査	40歳以上	２年に１回	穿刺吸引細胞診、針生検等
子宮頸がん検診	細胞診	20歳以上	２年に１回	組織診、細胞診、HPV検査等

◆最後に…

健診のしおりを最後までご覧いただき、ありがとうございます。現在の体調はいかがでしょうか？もし、身体に異変を感じているのであれば、なるべく早く病院を受診することをお勧めします。

今回の健（検）診を受診するかどうか悩まれている方は、まずはあなたにとって必要な検査を理解しているかかりつけ医に相談してみてください。かかりつけ医がいない場合は、日々の健康管理や体調不良の時に相談ができるかかりつけ医を決めておくことをお勧めします。なお、健康福祉課でも健（検）診受診に関する相談は受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

〈個人情報保護について〉

特定健康診査・がん検診の結果の情報は、健診機関を通じて、役場健康福祉課に送付され、保健指導等に活用されます。取り扱いや管理は、個人情報保護の観点から適切な対応を行います。同意の上、申し込みください。

また、がん検診（人間ドック・サクッと健診を含む）で要精密検査となられた方には、精密検査の受診について「高齢者の医療確保に関する法律」において、医療機関を通じて把握させていただきます。

なお、精密検査未受診者へは、訪問や電話での受診勧奨、または受診の状況などを聞かせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

〈社会保険（協会けんぽ・共済組合等）の被扶養者の方へ〉

社会保険の被扶養者の方が、特定健診を受診する場合、必ず特定健診受診券が必要となります。この特定健診受診券は、加入している各医療保険者から発行されますので、事前に準備をお願いします。

ご不明な点は、各医療保険証の発行元へお問い合わせください。